

○議長（茅沼隆文）

引き続き一般質問を行います。

それでは、6番、菊川敬人議員、どうぞ。

○6番（菊川敬人）

皆さんこんにちは、議席番号6番、菊川敬人です。通告に対し、質問の許可をいただきましたので、新学習指導要領へ向けた学校指導体制と業務の適正化について、質問いたします。

学校教育は、2020年に新たな学習指導要領の改定が図られ、全面実施されることとなっています。我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子どもたちの知識や理解力の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくことが重要となっています。

①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理をしています。

新学習指導要領では、子どもたちが「何ができるようになるか」を明確にしながら「何を学ぶか」という学習内容が取り入れられます。また、外国語活動が小学校第3・4学年に課せられることとなり、学習項目や授業時数が増加することで、教員に大きな負担となることが懸念されます。新学習指導要領により、教員の勤務態勢はさらに過酷となり、時間外勤務の増加は避けられないと思われます。

文部科学省は、一億総活躍社会の実現と地方創生の推進のため「次世代の学校・地域」創生プランを策定し公表しました。我が国では教育カリキュラムに翻弄され、諸外国とは異なり児童・生徒指導、部活指導等もあり、授業に特化できていないこと等が問題視されていることから、教員の現在の処遇と改善策について伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

菊川議員の御質問にお答えいたします。

学習指導要領は、10年に一度の改訂をされております。

新しい学習指導要領は幼稚園では平成30年度、小学校では平成32年度、中学校では平成33年度から全面実施というスケジュールで進行しております。

議員の御質問にある2020年の改訂は小学校の学習指導要領の全面実施に当たるものと考えます。

今回の改訂では、議員のおっしゃる通り、「何ができるようになるか」を明確にし、すべての教科を①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等のこの三つの柱で整理して、その視点で指導、評価していくように示されております。

また、「何を学ぶか」をキーワードにして学習内容も見直されており、特に小学校

五、六年生で週 1 時間実施していた「外国語活動」を三、四年生に移行し、五、六年生では「教科としての外国語」を週 2 時間実施していくことが、見直しの大きな事柄として挙げられています。

これらは今までの学習内容を削減せずに実施することになるため、時間数の確保などを工夫する必要があるとともに、また、学習内容の変化に、現場の教員は戸惑いや不安を感じているということも事実であります。

町立学校に勤務する教員の給与は県費での負担であり、処遇も県立高校の教員に準じたものとなっているため、処遇の改善等については今後県の動向を見極めていきたいと考えております。

なお、新学習指導要領の改訂による外国語教育の実施による、外国語指導助手の配置や指導教材の確保、プログラミング教育の実施に係る財政的措置を講ずるよう平成 30 年度国政に関する要望に盛り込むように、県の町村会へ具申しているところであります。

また、町においても今後必要となる教材等整備に努めていく所存であります。

新学習指導要領の改訂に伴う教員への負担軽減策として現在考えられる対応策は、既に配備している校務パソコンによる事務処理時間の短縮。コミュニティ・スクールや学校ごとのネットワーク等を活用した人材の確保。また外国語に係る取り組みとして、今年度から開成町では小学校を対象とした外国語ワーキング会議を開催しています。

このワーキング会議では小学校五、六年での外国語科、三、四年での外国語活動の全面実施が平成 32 年度となり、来年度からの 2 年間が移行期間となることから、スムーズに移行することを目指して、国や県の動向を共有し、小学校 2 校での足並みを揃えるための検討の場としております。

今後とも県が実施する研修会に出席するとともに、最新の情報を得ながら万全を期するとともに、学校内においても、担任はもちろん、チーム学校としてそれぞれの教職員が分担できる部分は相互に補完しあえる仕組みを積極的に取り入れていきます。

児童・生徒指導の面においても、教職員に過度な負担とならないよう、PTAを中心とした保護者との連携を密にして、授業に専念できる体制も整えていきます。

さらに学校運営協議会の役割を深め、地域や支援をしていただける方々との連携を密にするとともに、協力いただける方々と学校との間をコーディネートしていくコーディネーターの配置について検討していきたいと考えております。

校長園長会を中心とした情報の共有を図り、開成町全体としての公教育のあり方を常に研修し、特に英語科の指導に対する高学年担任の不安や負担をできるだけ少なくする取り組みを今後重点的に進めてまいります。

また、中学の部活動指導のあり方についても国や県の動向を踏まえながら、開成町にとって最良の方策を検討してまいります。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

それでは、改めて質問させていただきます。

次期学習指導要領の改訂までには、もう少し時間がありますので、その時期が近づきましたら、詳細についてはまた、再度質問したいと思います。ちょっと早いですが、今から通告をしておきたいと思います。

今回は、今、問題視されている教員の処遇についてお伺いしていききたいと思います。

平成28年6月に閣議決定されました、ニッポン一億総活躍プランにおいて、長時間労働を抑制し、働く人々のワークライフバランスを実現するため、働き方改革を実行、実現することとなっております。こうしたことを前提として、先生の勤務状況について、質問させていただきます。

はじめに、前回、学習指導要領が実施、改訂されたのが、2008年、2009年でありました。その2年前、2006年には、教員勤務実態調査が実施されております。今、同様に、2020年の時期、学習指導要領改訂に向けて、昨年28年の10月、11月を対象とした、教員勤務実態調査が実施されました。そして、それが今年の4月に公開をされております。詳細につきましては、もう御承知のことと思いますので割愛させていただきます。

前回、平成18年の調査時期と比較しますと、平日、土曜、日曜、いずれの職種におきましても勤務時間が増加しているという結果となっております。平成28年度の正規の勤務時間は、7時間45分であります。このことをベースとして考えますと、小学校教諭では、1日当たりの平均が3時間30分、中学校の教諭では、3時間47分、超過勤務となっております。土曜、日曜日におきましては、小学校では、1時間7分、中学校では、3時間22分の超過勤務となっております。

1週間の学内の平均総勤務時間は、超過時間として、小学校教諭で18時間40分、中学校教諭では24時間33分という実態調査の結果が出ております。当町におきましても、同様な傾向にあらうかと思います。多少の乖離はあると思いますが、勤務時間の状況について、当町の状況はどのような状況になっているか、まずお伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

では、議員の質問にお答えしたいと思います。

開成町におきましては、開成町立学校教職員安全衛生管理に関するということで要綱を定めております。ここでは、産業医の先生、あと学校長とあと教育委員会のほうで、委員会ということをつくっております。その中で取り決めではないんですけれども、超過勤務がやはり問題視されているということでございますので、各学校より先

生方の超過勤務の状況について、毎月報告を上げていただいております、その中でも時間数を区切って、報告を上げていただいております。

今、働き方の問題等がございまして、８０時間ですか。という数字がございまして、先日行いました、こちらの委員会の中で、今回については、８０時間を目途ということで、それを超えるような、先生方が何人いるかというところを各学校から上げていただいております。そうした中で、必要があると認められた先生方については、産業医の面談等を受けていただくようなことも実施しております、ですので、今現在の状況としては、先ほど議員が申しあげられたような時間数にほぼ近いような実態が、開成町でも見えるかなというところは感じております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○６番（菊川敬人）

ただいまの答弁で詳細な時間が述べられなかったのですが、国では今、総理が働き方改革について言及しております。

しかし、教員の勤務実態については、過労死ライン、先ほど８０時間と言われました。過労死ラインの週６０時間以上勤務した教諭は、平成２８年度の調べでは、小学校で３３．５％、中学校では５７．７％、ほぼ６０％がこの過労死ラインを超えた勤務をしているという実態があるわけですね。

平成１８年度と比較しますと、小学校では、１０時間９分、中学校では、５時間１２分、こういった時間が調査結果で増えているということが分かっております。

小学校、中学校とも、校長、教頭、教諭すべての勤務時間が増えているということとなっております。

開成町でも同様な傾向にあると思われますが、前回、学習指導要領が改訂されたことで、先生の負担が非常に増えた。そのことにより、勤務時間も増えてきているんじゃないかなと推測するところではありますが、実際、我が町におきまして、前回の学習指導要領が改訂されてから、勤務時間の削減に対する何か対策が講じられたのか。現状では、全国的にも非常に増えている状況にありますので、町としては、どういう分析をされて、どういう対策をされたのか。そのところがちょっとよく分かりませんので、対策、分析等について、御答弁願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

お答えします。ただいまの勤務時間ということで、勤務時間については、一切変わりはありません。残業時間の削減ということでお答えしたいと思います。

前回の平成２０年の学習指導要領の変更につきましては、大きな変化はありませんでしたので、特に学校体制云々という形での組織改革等はありませんでした。その前

の段階では、教科が、生活科というものができてきましたので、前々回の学習指導要領の変化に対しては大変な労力を関わりました。

今回は、先ほどおっしゃったように、英語科のことと、それから、道徳のいわゆる教科がありますので、かなり今回は内容的に大きなものがあるかと思います。

ですから、前回の学習指導要領の変更による教師の過大な労働強化というものは、前回はありませんでしたので、対策としては特に考えておりませんでした。

○議長（茅沼隆文）

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（加藤順一）

先ほどの教育総務課長の答弁で、80時間という数字を申しましたのですけれども、月の単位で80時間ということで、決して過労死危険ラインの60時間を意識した調査ではございません。月単位で80時間、ないし昨年までは100時間で調査しておったのですけれども、今年からは80時間ということでやってございます。

それから、この中で80時間、100時間という単位で超えた場合、超えた先生方、特に中学校では保護者との対応、それから、部活動の関係、そういった関係での時間超過というのがメインでございまして、指導教材研究とか、そういった部分でのいうことを理由にされている先生は今ございません。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

今の部活動ということのお話がありました。文部科学省は、本年度から外部指導者を新たな学校教員の部活動指導と位置付ける。顧問や対外試合の引率ができるような制度を開始しております。

スポーツ庁は、2016年度の調査をした結果、全国の中学校で、22.4%が部活動を少なくしようという、休養日を設けようということにしている学校が多いですが、1日も休養日を設けていない学校が22.4%もありますよということであります。

文科省は、新たに設けました部活動指導員の位置付け等について、導入しているところが今増えてきているということではありますが、当町としては、時間超過勤務については、一つの対策法かなという感じがいたしますが、今後の課題になるかなと思いますが、その辺のところ、考えは何か持っておられるかどうかですね。お聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

先ほどもお答えしましたように、中学校の部活動指導者のあり方については、今後

検討する必要があるということは認識しております。先ほど議員がおっしゃるように、文科省は、そういう指示を出したのですけれども、現実には、各県ごとの中体連が指導者について、外部指導者を認めるかどうかという法の改正が必要になります。ですから、今のところは、神奈川県としては、現状どおりという形で進んでいます。

ただ、外部指導者を多く取り入れるということにつきましては、徐々に各学校とも検討しています。本町でも、何部かは、そういう形を整えてきたのですけれども、なかなかやはり継続することは難しいという状況もあります。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

先ほどの答弁の中で、先生の負担軽減についての対策等がなされている内容の答弁いただきました。我が町においては、それなりの対策を講じてきておられるかなという感じがいたしますが、詳細について、もう少しお伺いしたいのですが、教員の長時間労働が今、深刻化しているわけですね。その一方では、神奈川県におきましては、多くの学校で勤務時間を記録していない。また、生徒の整備が進んでいないということが明らかになっています。これは先日も報道されておりましたが、そういう状況にあるということですね。正規の勤務と残業の区別がしにくいということが原因かと思われますが、このことにより、公務災害の認定そのものが妨げられる。阻害されるという現実もあります。

そうしたことから質問したいと思いますが、国では働き方改革と言っているわけですが、学校はここから外されているという、実質的には別枠で行えということがあります。

OECDの国際調査では、日本の先生の勤務時間、これは33カ国の中で一番長かったという結果が出ております。

それに伴いまして、精神疾患の病気になる先生が年間5,000人以上、ずっと続いているという結果が出ております。先生の長時間労働を改めるには、学校長自らが先生の勤務時間管理をすべきではなかろうかと思えます。

しかしながら、出退勤の勤務の把握ができていないところが非常に多いということでもあります。

これでは、学校は労働時間の無法地帯と言わざるを得ないという状況にあります。

神奈川県教職労働組合協議会、県労連では、1日7時間45分、1週間で38時間45分という定めをしているわけですが、今言いましたように、時間管理が行われていない背景として、公立学校教育委員の給与等に関する特別措置法、給特法があるわけでありまして、先生の仕事が複雑で、管理が難しい。残業代を払わないかわりに、基本給の4%を全職員に支給するという仕組みを捉えておりますね。

先ほど答弁では、教諭の給与は県費で負担すると言われました。教員の残業に対することが、今問題視されている事実があるわけでありまして。今後は勤務状況等につい

て、私はこういう問題が発生している以上、公開していても良いのではないかと
思っております。それはなぜかといいますと、公開することによって、改善の方向へ
向いていくんじゃないかなという感じがいたしますので、ぜひ、勤務状況を公開する
方向に向いてもらいたいと思いますが、この公開に向けての所見をお伺いしたいと
思います。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

ちょっと今の質問、分かりにくかったのですけれども、勤務状況を公開して、公表
していくということですか。

現在では、各教員が1ヶ月まとめて、毎日何時間ずつ残業したかということの集計
をして、先ほど課長からありましたように、それが80時間を超えて、100時間
を超えたものについては提出をしているという形をとっています。

それから、先ほどの教員の調整給の4%と同時に、その後、教員特別手当というの
を各教員に賦課していますので、教員特別手当のほうは、それぞれの号級によって違
いますけれども、教職調整給については、各給与とも4%ということで間違いありま
せんけれども、今おっしゃられたように、残業手当に類する部分という中で、教員が
特別に、他の行政職と違った服务内容であるということから、若干号級によって違う
のですけれども、大体が8%ぐらいになるかと思いますが、教員特別手当を支給して
おります。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

我が国の教員は、忙しいと言われている。しかも、世界一忙しいと言われている
わけですね。これは2014年のOECDの国際教育指導環境調査結果ではっきりし
ているわけであります。

今、述べました私が気にしている部分は、先生の超過勤務が非常に多いということ。
一向に減らないということ。このことをどう対策できるのかということがポイントだ
と思うのですが、このことについて、なかなか対策法がない。今まで対策されていな
いということから、一般的な労働者の場合は、労基法がありまして、1日8時間、1
週間40時間、これをきちんとやらなきゃいけない。しかも、出退勤については、し
っかりと記録しなさいよ。3年間保存しておきなさいよ。それに違反すると、条例で
もって、罰金が科せられますよということがありますが、その部分とちょっと教員
との乖離があるわけでありますが。

実際に、先ほど勤務時間を管理していると言われましたが、タイムカードをあるわ
けではないのですが、その管理の時間管理の仕方をどういう形で管理されているか、
お聞かせ願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

お答えします。

教員の残業、いわゆる時間外の仕事内容が何なのかということなのですが、一番は、学校で起きたことへの教材研究であるとか、事後処理があります。それにも増して、残業の大部分を占めるといっても、申しあげてもいいのですが、生徒指導上や保護者対応に対する時間が、これが極端に多くなることがあります。幸いなことに、開成町におきましては、先ほどもありましたように、地域の見守りの方たちとか、様々な人たちの御協力の成果で、生徒指導に費やす時間帯が非常に少なくなっているということから、先生方が学校の教科の指導であるとか、打ち合わせで費やす時間が増えてきたということがあります。

それから、先ほど答弁しましたように、校務システムといって、非常にデータ管理をすることが非常に学校は多いのですが、これは高校の選抜制度の問題とか、その都度変わりますので、なかなか進路指導等大変なのですが、町としては、校務処理システムを導入することによって、慣れてくればかなりの時間で消化できるのではないかと考えています。

昨年は導入したがために、なかなかそれを使いこなすために、余計に時間がかかったという部分があったりして、今、処理しているところなんですけれども、かなり校務システムができることによって、時間は簡素化できると考えています。

ですから、先ほどの質問の時間管理をどうするか。おおよそは自己申告で記録簿に記入して、提出するという形をとっております。タイムカード的なものはありません。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

それでは、非常に先生の勤務状況が気になる部分ではありますが、1点、学習指導要領の中身について、お伺いします。

先ほど通告で申しましたように、今度、小学校3、4年生に英語が課されるわけですが、来年度から2年間の移行期間というのが設けられます。

私はこの移行期間をフルに活用して、それで2020年の新規導入に図ったほうがスムーズにいくのかなという感じはしておりますが、この移行期間を利用して、授業に英語、外国語を取入れるお考えがあるのかどうかということと。またそのためには先生の御負担、あるいは教材、いろいろ問題点があるかと思いますが、その辺をどう考えているのか。あるいは考えているのであれば、そのスケジュールはどういう形で進んでいるのかをお聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

お答えします。細かなことになってしまうので、なかなか御理解していただけるかあれなんですけれども、要するに今まで3年生、4年生で英語はやっていなかったのを、今度は英語活動をする。5年、6年は教科としてちゃんとやるということは、そこに前倒しでやっておかなければ、5、6年になったときに教科に入れなくなってしまいうということがあります。

ですから、来年から3、4年生の英語活動をしながら、なおかつ5年生の教科としての英語活動をしていくということがあります。ですから、ワーキング会議を開きながら、その移行期、どんな活動をするかということを検討して、しかも文命中学校に入りますので、二つの小学校の教育課程がずれてはいけないということでワーキング会議をしながら、英語科についてはやるんです。

もっとややこしいのは、今、道徳の教科化になりますけれども、今の学習指導要領の目的に沿った来年、再来年なんです。

次の平成32年からは、今度は新しい学習指導要領にのっとった教科、道徳に入ります。だから、その辺の先生方の学習をちゃんとしていかないとつながらないというところで、今、難しいところになっています。

それから、英語科の教員につきましては、今、県のほうが免許制度を何とか取り入れて、夏休み中に免許をとれる制度とか、取り組んでおります。

○議長（茅沼隆文）

これで、菊川議員の一般質問を終わります。